



千代川の漁業権を有する
漁場の範囲は河口までです。
…アユ放流区域



平成26年よりあゆ漁は
9月26日～翌年5月31日
まで**全面禁漁**です
(※詳しくは裏面をお読みください)



千代川水系禁止区域 (禁1～禁11)		
番号	禁 止 区 域	禁止期間
禁1	八頭郡智頭町大字種戸のかんがい用えん堤(関屋堤)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
禁2	八頭郡智頭町大字市瀬鳥屋のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	
禁3	鳥取市用瀬町安庭のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
禁4	八頭郡若桜町大字種戸前のかんがい用えん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1/1～12/31
禁5	八頭郡八頭町前のかんがい用えん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
禁6	八頭郡八頭町安井宿のかんがい用えん堤上流端から上流20メートル、下流100メートルの区域	
禁7	鳥取市河原町安庭のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
禁8	鳥取市門通寺の円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の区域	
禁9	鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4/1～6/30
禁10	鳥取市湯太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9/26～11/10
禁11	鳥取市秋里の瀬止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2/1～5/31
友約専用区		
●鳥取市用瀬町用瀬の用水橋下流端から1,700メートル下流の同市同町境の美成橋上流端までの区域		
●八頭郡八頭町美成の金谷橋下流端から300メートル下流の種谷川と八頭川との合流点までの区域		
●八頭郡八頭町白田の山崎橋上流700メートル下流の同町富田にある若桜橋下流318米川橋梁上流端までの区域		6/1～8/31
●八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堤下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の種屋橋上流端までの区域		
●八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,800メートル下流の同町大字智頭の種屋橋上流端までの区域		6/15～8/31
●鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域		
【禁止漁具又は漁法】 竿釣(友約又は毛針釣りに限る。)以外の漁法により行っているもの。 【対象魚種】 あゆ		
【ルアー・フライ釣専用区(キャッチ&リリース区域)】 【禁止漁具又は漁法】 ルアー・フライ・テンカラ釣以外の漁法により行わないようにご協力をお願いします。 釣った魚は再度放流していただくようご協力をお願いします。 【対象魚種】 渓流魚		
●鳥取市用瀬町江津の中国電力安庭川発電所安庭川取水口から上流1,600メートルの同市同町江津の安庭橋下流端までの区域		3/1～9/30
●八頭郡若桜町大字若桜の忠徳橋下流端から下流500メートルまでの区域		3/1～6/14

※禁1～禁11の「鳥取県漁業調整規則」に違反した者は「6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」こととなっています。(ただし禁8を除く)